

## バングラデシュの知的財産法

遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

バングラデシュ人民共和国（以下「バングラデシュ」という。英語名は「People's Republic of Bangladesh」<sup>2</sup>）は、インド東部の東ベンガル地方（ガンジス川河口及びその周辺地域）にある共和制国家である。国土の周囲のほとんどをインドに囲まれ、南東部はミャンマーに接し<sup>3</sup>、南はベンガル湾に臨んでいる。気候は熱帯気候に属し、洪水が頻発する。国土の面積は約 14.8 万平方キロメートルであり、日本の国土の面積の約 4 割の大きさである。首都はダッカ、公用語はベンガル語、通貨はタカ（BDT）である。人口は約 1 億 6,300 万人であり、世界第 8 位である<sup>4</sup>。宗教については、イスラム教徒が約 90%以上を占める<sup>5</sup>。

現在のバングラデシュがある地域は、もともとインドであったが、1947 年にインドから、パキスタン・イスラム共和国の一部（東パキスタン州）として独立し、さらに、1971 年に同共和国から、バングラデシュとして独立した。

バングラデシュは、1 人あたり GDP が 1470 ドルと低水準であり、世界の最貧国の一つともいわれてきた。しかし、最近では、若くて豊富な労働力と安い労働賃金を強みとして、繊維・アパレル産業が発達しており、輸出の約 8 割を占めるまでになった。近時は、製薬産業も急速に成長している<sup>6</sup>。

バングラデシュは、1947 年の独立に至るまで、インドの一地域として、英国による植民地支配の下、英国の統治制度及び法体系を多く導入し、いわゆる判例法主義の法体系を採用した。しかし、知的財産法の分野における重要な法令（例えば、特許意匠法、商標法、著作

---

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> 「バングラデシュ」という国名は、ベンガル語で、「ベンガル人の国」を意味する。

<sup>3</sup> 1990 年代以降、ミャンマーのイスラム教徒であるロヒンギヤ人難民がバングラデシュ領内に流入し、問題となっている。

<sup>4</sup> 小国・地域を除くと、バングラデシュは、世界一、人口密度が高い国である。

<sup>5</sup> 本稿におけるバングラデシュの概要については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2020 年版』（二宮書店、2020 年）232～233 頁、②外務省ウェブページ「バングラデシュ 基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/bangladesh/data.html>）等を参照した。

<sup>6</sup> バングラデシュの製薬産業が急成長している背景には、バングラデシュのような発展途上国には、TRIPs 協定上、医薬品特許を保護すべき義務の履行が、一定期間、猶予されているという事情がある。

権法)は成文法で規定されている。即ち、バングラデシュが判例法主義の法体系を採用しているといっても、裁判において拠り所となる「法源」には、判例だけではなく、制定法も含まれる。

日本企業のバングラデシュ進出やバングラデシュ企業との貿易が増加するに伴い、日本企業がバングラデシュにおける知的財産権問題に直面する可能性も大きくなっている。その意味で、バングラデシュの知的財産法制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。そこで、本稿では、バングラデシュの知的財産法制度の概要を紹介することとした<sup>7</sup>。

## II 知的財産法全般

バングラデシュの知的財産法制度としては、特許意匠法、商標法、著作権法、地理的表示法等がある。知的財産法の分野では、基本的に、成文法が存在しており、ほとんどの問題は成文法の規定の解釈に関わっているが、裁判所の判例も、重要な役割を果たす。また、営業秘密侵害及び詐称通用等の問題については、成文法の明文規定は無いが、判例法により妥当な解決が図られている。

バングラデシュの知的財産法制度の中心的機関である「特許・意匠・商標局」(Department of Patents, Designs and Trade Marks. 略称は「DPDT」)<sup>8</sup>は、産業省の下部組織であり、特許、意匠及び商標の出願、審査等を行う政府機関である。また、「バングラデシュ著作権庁」(Copyright Office Bangladesh)<sup>9</sup>は、文化省の下部組織であり、著作権に関する各種サービス(登録等)を行う政府機関である。いずれの機関も、首都ダッカに所在する。

バングラデシュは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、WTO協定、TRIPs協定、WIPO設立条約、工業所有権の保護に関するパリ条約、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約等である。他方、特許協力条約(PCT)、植物新品種の保護に関する国際条約(UPOV)、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書、商標法条約には加盟していない。なお、バングラデシュ政府は、特許協力条約(PCT)及び標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書について、加盟に向けた検討を行っている。

<sup>7</sup> 本稿の執筆にあたっては、①ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「バングラデシュ」の「制度ガイド」及び「侵害ガイド」、並びに②「2019年度インド IPG 特許商標ワーキンググループ報告書 バングラデシュの知財概況」(日本貿易振興機構ニューデリー事務所知的財産権部)等を参照した(これらのURLは下記のとおり)。

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11457095/www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/ipr-support/miniguide.html>

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/in/ip/pdf/in\\_ipg\\_report\\_202003.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/in_ipg_report_202003.pdf)

<sup>8</sup> <http://www.dpdt.gov.bd/>

<sup>9</sup> <http://www.copyrightoffice.gov.bd/>

なお、バングラデシュには、現在のところ、実用新案制度は無い。

### Ⅲ 特許

#### 1 要件

特許意匠法（2003年5月13日施行）によると、発明に特許が付与されるためには、不特許事由（法律や道徳に反する発明であること等）に該当してはならないほか、新規性、進歩性、有用性等の特許要件を満たしている必要がある。

新規性については、法律の規定上は、「バングラデシュ国内で公然実施され、公然知られた発明、又は国内刊行物に記載された発明は新規性を有しない」こととされている。しかし、実際には、世界公知・公用の基準（絶対的新規性）で運用されている。新規性喪失の例外としては、①特許を受ける権利を有する者が、公に認められた博覧会で発明の展示、実施を行った場合、②特許を受ける権利を有する者の意に反して、発明が公表された場合、③発明者が、学会で論文を発表し、又は学会誌において論文を公表した場合がある。但し、上記①乃至③に該当する場合には、公表等の日から6か月以内に出願をする必要がある<sup>10</sup>。

#### 2 出願

バングラデシュ国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、バングラデシュ国内の代理人を選任しなければならない。

出願言語は、英語又はベンガル語である。

明細書には、「仮明細書」（発明の概念を記載した書面による明細書。クレーム及び要約を含む必要がない）と「完全明細書」がある。仮明細書により出願をした場合、出願日から9か月以内（1か月の延長可）に完全明細書（クレーム及び要約を記載した明細書）を提出する必要がある。期限内に完全明細書が提出されない場合、仮明細書による出願は、放棄されたものとみなされる。

優先権を主張する場合、優先権証明書及びその翻訳文は、出願から3か月以内に提出しなければならない。対応する外国出願がある場合、当該外国出願の調査結果及び出願番号を優先権主張出願とともに提出しなければならない。

#### 3 審査

方式的要件を満たしている完全明細書について、新規性、有用性、進歩性及び産業上利用可能性等についての実体審査が行われ、認容されるか否かが判断される。

出願認容が拒絶される場合としては、①完全明細書に、発明の本質又は実施方法が具体的に記載されていない場合、②願書、明細書又は図面が、所定の方式で作成されていない場合、③明細書における発明の名称が、発明の要旨を十分に示していない場合、④請求項の記載が、

<sup>10</sup> 前掲「制度ガイド」8頁。

発明を十分に開示していない場合、⑤仮明細書の後に提出された完全明細書に、具体的に記載された発明が仮明細書の記載と本質的に同一でない場合、⑥請求項に記載された発明が、一見して新規の製造又は改良の方法ではない場合、⑦明細書に記載された発明が 2 件以上の発明に係わるものである場合、⑧発明に、新規性又は進歩性が無い場合がある<sup>11</sup>。

特許要件を満たさないとして拒絶理由通知が発行された場合、出願人は、拒絶理由通知に記載された全ての拒絶理由につき、出願日から 18 か月以内（最大 3 か月間の延長可）の「Acceptance Due Date」の間に解消し、出願を認容（Accept）される状態にしなければならない。当該期間内に出願が認容されなかった場合、当該出願は放棄されたものとみなされる。但し、出願が放棄されたものとみなされた場合、出願人は、出願の回復を請求することができる。

最初の拒絶理由通知に対し、補正書等を提出して応答を行ったが、依然として拒絶理由が解消されていない場合、出願日から 18 か月以内（最大 3 か月間の延長可）であれば、2 回目の拒絶理由通知が発行される。それでも、拒絶理由が解消されなかった場合、出願日から 18 か月（最大 3 か月間の延長可）後に出願は拒絶される。

最終的に出願が拒絶された場合、出願人は、最終的に拒絶された日から 3 か月以内に、産業省大臣に対し、不服申立をすることができる。産業省大臣の決定に対し、さらに不服がある場合、高等裁判所に抗告することができる。

#### 4 認容

出願に拒絶理由が発見されなかった場合、完全明細書による出願は認容される。認容された出願は、出願人に通知され、かつ、願書及び明細書が公告される。

出願認容の公告に対しては、何人も、公告から 4 か月以内に、特許庁に異議申立てをすることができる。異議申立ての理由としては、①公告された発明が、その出願日前のBangladesh出願において提出されていたこと、②公告された発明には、発明の本質又は実施方法が十分に又は正確に記載されておらず、完全明細書において確認されていないこと、③公告された発明が、Bangladesh国内において公に実施されているか、又はBangladesh国内において公に知られていること、④公告された完全明細書に、仮明細書に記載された以外の発明が記載されていたことがある。異議申立てがあった場合、登録官は、出願人に、異議申立てを通知し、出願人及び異議申立人を聴聞した後、4 か月満了後に、異議申立てについての決定を下す。この決定に異議がある者は、特許庁長官に対し、不服申立てを行うことができる<sup>12</sup>。

#### 5 特許付与

公告期間内に誰からも異議申立てが無かった場合、又は、異議申立ての審理にて特許付与

<sup>11</sup> 前掲「制度ガイド」8頁。

<sup>12</sup> 前掲「制度ガイド」9頁。

を維持する旨の決定がされた場合、登録料の納付の後、特許が付与される。

特許の存続期間は、出願日（又は優先日）から16年である（但し、特許権の権利保護は公開日から発生する）が、申請により、さらに5年の延長が2回まで可能とされている。

何人も、高等裁判所に対し、特許権の取消請求をすることができる。

特許付与後4年経っても当該特許が適切に実施されていない場合、強制実施権の対象となり、又は特許取消の対象となる可能性がある。

## 6 侵害

特許権者の許諾なく、特許権存続期間中に、バングラデシュ国内で、特許権者の権利である製造、販売、使用及び実施許諾を侵害する行為を行った者は、特許権侵害の責任を負わなければならない。但し、①侵害行為者が、当該特許の存在を知らず、また、知る合理的な手段が無かったことを証明できる場合、②侵害行為が、バングラデシュ領域内を通過中の外国船舶において使用された場合は、この限りではない<sup>13</sup>。

## IV 意匠

### 1 要件

意匠とは、「手作業であるか、機械的又は科学的であるか、若しくは分離又は結合であるかを問わず、工業的過程又は手段により物品に応用される形状、配置、模様若しくは装飾の特徴であって、完成品において視覚に訴えかつ視認のみにより判断されるもの」をいう。意匠登録の要件として、「新規性」及び「独創性」等が挙げられる。「新規」であるといえるためには、「バングラデシュ国内で公然実施され、公然知られた発明、又は国内刊行物に記載された意匠ではないこと」が必要である。新規性喪失の例外としては、①意匠登録を受ける権利を有する者が、公に認められた博覧会において、意匠の展示や実施を行った場合、②意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して、意匠が公表された場合がある。但し、上記①乃至②に該当する場合には、公表等の日から6か月以内に出願をする必要がある<sup>14</sup>。

なお、バングラデシュでは、部分意匠制度は採用されていない。

### 2 出願

バングラデシュ国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、バングラデシュ国内の代理人を選任しなければならない。

出願言語は、英語又はベンガル語である。

優先権を主張する場合、優先権証明書及びその翻訳文は、出願から3か月以内に提出しなければならない。

<sup>13</sup> 前掲「侵害ガイド」5～6頁。

<sup>14</sup> 前掲「制度ガイド」15頁。

Bangladeshでは、出願公開制度は採用されていない。

### 3 審査

全ての意匠出願について、方式審査及び実体審査が行われる。審査請求制度は採用されていない。

意匠要件を満たさないとして拒絶理由通知が発行された場合、出願人は、拒絶理由通知に記載された全ての拒絶理由につき、出願日から 6 か月以内（最大 3 か月間の延長可）の「Acceptance Due Date」の間に解消し、出願を認容（Accept）される状態にしなければならない。当該期間内に拒絶理由が解消されなかった場合、当該出願は放棄されたものとみなされる。但し、出願が放棄されたものとみなされた場合、出願人は、出願の回復を請求することができる。

最終的に出願が拒絶された場合、出願人は、最終的に拒絶された日から 3 か月以内に、産業省大臣に対し、不服申立をすることができる。産業省大臣の決定に対し、さらに不服がある場合、高等裁判所に抗告することができる。

### 4 認容

出願に拒絶理由が発見されなかった場合、完全明細書による出願は認容される。認容された出願は、出願人に通知され、かつ、願書及び明細書が公告される。

出願認容の公告に対しては、何人も、公告から 4 か月以内に、特許庁に異議申立てをすることができる。異議申立ての理由としては、①公告された発明が、その出願日前の Bangladesh 出願において提出されていたこと、②公告された発明には、発明の本質又は実施方法が十分に又は正確に記載されておらず、完全明細書において確認されていないこと、③公告された発明が、 Bangladesh 国内において公に実施されているか、又は Bangladesh 国内において公に知られていること、④公告された完全明細書に、仮明細書に記載された以外の発明が記載されていたことがある。異議申立てがあった場合、登録官は、出願人に、異議申立てを通知し、出願人及び異議申立人を聴聞した後、4 か月満了後に、異議申立てについての決定を下す。この決定に異議がある者は、特許庁長官に対し、不服申立てを行うことができる<sup>15</sup>。

### 5 意匠登録

出願に拒絶理由が発見されなかった場合、又は拒絶理由が解消された場合、当該意匠出願は登録される。登録されると、意匠権者には登録証が発行される。但し、 Bangladesh には「秘密意匠制度」があり、登録後 2 年間、登録意匠の公表を遅らせることもできる。

意匠権の存続期間は、出願日（又は優先日）から 5 年である（但し、特許権の権利保護は公開日から発生する）が、申請により、さらに 5 年の延長が 2 回まで可能とされている。

---

<sup>15</sup> 前掲「制度ガイド」9 頁。

存続期間の更新手続は、存続期間満了前に行わなければならない。

利害関係人は、登録日から1年以内であれば、登録官に対し、意匠登録の取消請求をすることができる。また、登録官の命令に不服がある者は、高等裁判所に提訴することができる。

## 6 侵害

意匠権の存続期間中に、意匠権者の許諾なく、販売目的で、①登録意匠を物品に用い、②登録意匠と紛らわしい又は明らかに模倣した意匠を物品に用い、③登録意匠が用いられたとみられるようにし、④登録意匠が用いられた物品を輸入し、⑤登録意匠と紛らわしい又は明らかに模倣した意匠が用いられた物品を輸入し、⑥登録意匠と紛らわしい又は明らかに模倣した意匠が用いられた物品と知りながら、公表若しくは陳列し、又は公表若しくは陳列させることは、意匠権侵害行為となる。但し、①侵害行為者が、当該意匠登録の存在を知らず、また、知る合理的な手段が無かったことを証明できる場合、②侵害行為が、バングラデシュ領域内を通過中の外国船舶において使用された場合は、この限りではない<sup>16</sup>。

## V 商標

### 1 概要

商標法（2015年改正）によると、商標の対象としての標章には、「図案、銘柄、見出し、ラベル、券、名称、署名、単語、文字、記号、数字、図形要素、色彩の結合、又はそのいずれかの結合」を含む。音、香りについても、商標の対象として認められる。単一の色彩、味については、商標の対象として認められない。

バングラデシュでは、立体商標、証明商標、団体商標、連合商標、防護標章が認められている。

### 2 出願

バングラデシュは、先願主義を採用している。

バングラデシュ国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、バングラデシュ国内の代理人を選任しなければならない。

実務上、出願言語は、原則として、ベンガル語である（ベンガル語と英語の両方で出願書類を提出することもできる）。

優先権を主張する場合、優先権証明書及びその翻訳文は、出願から3か月以内に提出しなければならない。

バングラデシュは、一出願一区分制を採用しており、一出願多区分制は採用していない。

商標出願時において、商標を実際に使用している必要は無い。

バングラデシュでは、小売等役務の商標は認められていない。

<sup>16</sup> 前掲「侵害ガイド」6～7頁。

Bangladeshは、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコル）に加盟していない（なお、将来の加盟に向けた検討は行われている）ため、現在のところ、マドプロ出願により Bangladeshでの商標登録を受けることはできない。ニース協定には加盟していないが、ニース分類は採用されている。

### 3 審査

全ての商標出願について、方式審査及び実体審査が行われる。審査請求制度は採用されていない。

実体審査にあつては、不登録事由の有無等が審査される。不登録事由には、「絶対的不登録事由」と、「相対的不登録事由」がある。絶対的不登録事由としては、①恥辱的な事項が含まれている標章であること、②標章の使用が、法令に反すること、③標章の使用が、誤認混同を生じるおそれがあること、④ Bangladesh国民の宗教的感受性を傷付けるおそれがある内容を含む標章であること、⑤国家又は国際機関の紋章、旗又はその他の記章等を含む標章であること、⑥出願が、不正の目的で信義に反して行われた標章であること等がある。また、相対的不登録事由としては、①同一の商品又役務に関して、他人の登録商標と同一又は誤認を生じるほど類似する商標であること、② Bangladeshにおける他人の周知商標と同一又は混同を生じるほど類似する商標について、その他人の商品又は役務と同一又は類似する商品又は役務について使用する商標であること、③出願に係る商標が、 Bangladeshで周知であり、且つ登録された商標と同一若しくは類似する商標であり、当該周知且つ登録商標に係る指定商品等と同一又は非類似である商品又は役務に使用する場合であること等がある<sup>17</sup>。

Bangladeshでは、コンセント制度が採用されている。

商標の場合、特許及び意匠の場合のように、「Acceptance Due Date」は設けられていない。

審査官が審査を行った後、登録要件を満たしていないと判断した場合、拒絶理由通知が発行される。通知日から3か月以内（2か月延長可）に応答せず、又は、意見書・補正書の提出、ヒアリングの請求等により拒絶理由を解消することができなかった場合、当該商標出願は拒絶される。拒絶査定に対し、出願人は、4か月以内に、高等裁判所に抗告することができる。

### 4 登録

審査官が、登録要件を満たしていると判断した場合、異議申立のために出願内容が公告される。出願公告日から2か月間（延長可）、異議申立てが行われず、又は異議申立てに理由が無いと判断・決定された場合、商標登録が認められ、出願人に商標登録証が発行される。

商標登録が認められたことに対して不服のある者は、高等裁判所に抗告することができる。

<sup>17</sup> 前掲「制度ガイド」20～21頁。



る。

登録商標権の存続期間は、登録日から7年であり、以後10年ごとに何回でも更新することができる。更新の申請は、期間満了前6か月以内に行わなければならない。

登録商標権者は、登録商標の存続期間中も更新の際も、当該登録商標の使用証拠を特許庁に提出する必要は無い。但し、登録商標が5年以上使用されていないときは、当該登録商標は取り消される可能性がある。

商標権は、事業譲渡とは関係なく、自由に譲渡することができる。

## 5 侵害

商標権侵害行為は、①登録商標権者又は被許諾者でない者が、登録商標と同一又は類似する標章を、登録商標で認可された商品・役務と同一又は類似する商品・役務に使用することにより、一般大衆に誤認混同を生じさせる行為、②登録商標権者又は被許諾者でない者が、登録商標を商品・役務の広告目的で事業に不当に使用し、不公平な状況が生じ、顕著性又は名声に悪影響を及ぼす行為、③登録商標権者又は被許諾者でない者が、登録商標を、商品・役務の資料、包装、ラベル、広告宣伝等に使用する行為、④登録著名商標の登録商標権者又は被許諾者でない者が、登録著名商標を使用する行為、⑤登録著名商標の登録商標権者又は被許諾者でない者が、登録著名商標の商品・役務と類似しない商品・役務に登録著名商標を使用して、著名商標権者との関係を示すことにより、登録著名商標権者の利益に損害を与える行為である<sup>18</sup>。

なお、被許諾者は、商標権者に侵害者に対する提訴を求めたにもかかわらず、商標権者がその後3か月間何らの対応をしなかった場合、自ら訴訟手続を開始することができる。

## VI 著作権

### 1 概要

Bangladesh の著作権法は、もともとは、英国著作権法を母法として制定されたものである。その後の改正を経て、現在の2000年著作権法（2005年改正）に至っている。

Bangladesh はベルヌ条約の加盟国であるため、日本を含む加盟国の著作物の著作権は Bangladesh でも保護される。

### 2 著作物

著作物の種類にはさまざまなものがあるが、大きく分けて、①文芸、演劇、音楽、②コンピュータ・プログラム、③美術、④映画フィルム、⑤音響録音等がある。

### 3 著作権

---

<sup>18</sup> 前掲「侵害ガイド」7頁。

著作権は、原則として、当該著作物の創作者に帰属する。

但し、①役務契約又は見習契約に基づき従業者が職務遂行過程で著作物を創作した場合、著作権は使用者に帰属し、また、②写真撮影、肖像画の作成、グラビアの作成、映画用フィルムの作成、録音物の作成を委託し、その委託に従って著作物が創作され、委託の対価として金銭等を支払い又は支払を約束する場合、著作権は委託者に帰属する。

契約中に規定すれば、著作物の創作者以外の者に著作権を帰属させることは可能である。

著作権者は、自己の著作物を排他的に利用する権利を有する。権利の内容は著作物の種類により異なる。また、著作者人格権も保護される。複数の著作権者がいる著作物の場合、各権利者は、独自に権利行使することができる。

バン格拉デシュにおける著作権の保護期間は、著作物の種類により異なる。①文学、演劇、音楽及び美術の著作物の著作権は、原則として、著作者の存命中及び著作者が死亡した年の翌年の初めから 60 年間存続する。②映画フィルム、録音、写真、コンピュータ・プログラム及び政府や国際機関の作品の著作権は、発表年の翌年初めから 60 年間存続する。

#### 4 無方式主義

バン格拉デシュでは、著作権は著作物を創作又は発行した時点で自動的に発生し、著作権の発生にはとくに出願・登録等の方式を要しないという「無方式主義」が採られている。バン格拉デシュには、任意の著作権登録の制度が存在する。任意で著作権登録を行えば、著作権侵害紛争において、一応の証拠として使用できるというメリットがある。なお、「©」マークを著作物に付してもよいが、これは著作権保護の要件ではない。

#### 5 侵害

著作権法侵害行為は、①著作権者の許諾なく、又は使用許諾契約若しくは関連法令の定める条件に反して、著作権者の有する権利を行使し、又は利益目的で許諾する行為、②侵害品を販売し、賃貸し、販売・賃貸の申し出をし、又はそれらをさせる行為、③侵害品を取引し、又は著作者に不利となる目的で配布する行為、④侵害品を取引する目的で展示する行為、⑤侵害品を輸入する行為である。但し、①商業目的でない公正な取引行為、②学術、研究、評論目的での複製行為、③司法手続又は立法目的での複製行為、④教育目的での要約又は限定された部分の複製・講演の行為、⑤有償の著作料許諾契約に基づくレコード製造行為、⑥新聞・雑誌等で発表された現在の政治、経済、地方の出来事の記事の複製行為、⑦図書館又は個人が研究のための所蔵目的で少量を複製する行為、⑧法律等その他官報で発行された事項及びその翻訳、⑨公共の場所にある芸術的な作品のスケッチ又は写真撮影の行為、⑩映画に芸術作品を使用する行為、⑪著作権者でない創作者による業務上の使用行為、⑫平面作品を立体作品にする行為、⑬芸術的な図面に基づき建造物を再生する行為は、著作権侵害とはならない<sup>19</sup>。

<sup>19</sup> 前掲「侵害ガイド」8～9頁。

## Ⅶ 営業秘密

Bangladeshには、営業秘密の侵害についてのみ規定した制定法は無い。しかし、Bangladeshにおいても、裁判所により、個別具体的事案ごとに、契約法等の法令、秘密保持契約等の契約、判例法に基づく営業秘密保護が認められている。

Bangladeshにおいては、「営業秘密」(Trade Secret)は、以下の3つの要件を満たす必要がある。即ち、①一般に知られていないこと、②情報が一般に知られていないために保有者に経済的利益をもたらすこと、③保有者が秘密を維持するために合理的な努力をしていることである<sup>20</sup>。

営業秘密の守秘義務は、さまざまな場面で生じる。契約で守秘義務が規定されている場合はもちろんとして、その他には、判例法に基づき守秘義務が認められる場合、具体的状況から守秘義務の存在が推定される場合等があり得る。

営業秘密を侵害された者は、侵害者を被告として、差止、損害賠償等を求めて提訴することができる。損害賠償の範囲には、営業秘密所有者の被った損害、不正取得者が得た利益、訴訟費用等がある。

## Ⅷ 詐称通用 (パッシング・オフ)

「詐称通用」(Passing Off)とは、自分の商品が、すでに確立したのれんをもつ他業者の商品であるかのような印象を消費者に与えることになる取引行為のことである。「のれん」は、コモン・ロー諸国では、一般に、「グッド・ウィル」(Good Will)と呼ばれる。詐称通用は、コモン・ローの法制度を採る諸国において、不法行為の一種として認められている概念である。Bangladeshにおいても、英国法の影響から、詐称通用の概念が判例法上認められている。日本法には無い概念であるため、日本の法律に慣れ親しんでいる者にとっては、分かりにくく、日本の法制度にはぴったりと当てはまる法律用語が無い。商標、商号、ドメインネーム等の法制度は、詐称通用の適用範囲に含まれ得るが、適用範囲は必ずしも一致しない。

詐称通用の主張をするためには、商標登録をしている必要はない。即ち、Bangladeshで商標登録をしていなくても、Bangladeshにおける先使用、名声、周知性等があれば、詐称通用を理由に、不正使用からの保護を受けられる可能性がある。今日、詐称通用は、被告の営業行為が原告の営業行為であると公衆に誤認されるような場合一般に広く認められている。

一般に、詐称通用の要件は、①原告の商品又は役務が、市場でグッド・ウィル又は名声を得ており、一定の識別性のある特徴によって知られていること、②被告が提供する商品又は

<sup>20</sup> <https://lawhelpbd.com/intellectual-property/trade-secrets-economic-advantage/>

役務を原告の商品又は役務であると公衆に誤認させ、又は誤認させるおそれのある、被告による不実表示（意図的なものか否かを問わない）があること、③被告の不実表示から生じた誤認によって原告が損害を被ったか、又は被るおそれがあること、であると考えられている。英国の判例法上、「グッド・ウィル」とは、「長年にわたり正業により築き上げられ、又は多大な出費により獲得された企業の信用及び取引関係の有利な地位の総体」であるとか、「その業者の供給する商品・役務の品質及び名声から生じる顧客吸引力」であるといわれている。但し、バングラデシュにおける詐称通用は、英国のコモン・ローにおける詐称通用と完全に同じとは限らない。

## Ⅹ エンフォースメント

### 1 総説

バングラデシュにおける知的財産権侵害に対する救済手段としては、主に、行政処罰（レイド）、税関での水際取締り、刑事的手段（刑事訴訟）、及び民事的手段（民事訴訟）がある。

民事的手段（民事訴訟）はいずれの知的財産権が侵害された場合にも利用可能であるが、行政処罰（レイド）、税関での水際取締り、及び刑事的手段（刑事訴訟）は、主に、商標権侵害、著作権侵害の場合に認められる。

### 2 行政処罰（レイド）

一般的に、バングラデシュでの模倣品（主に商標権・著作権侵害物品）に対する法的措置としては、まず、行政処罰（レイド）が実施され、その後、刑事訴訟又は民事訴訟の手段がとられることが多い。レイドを実施せずに民事訴訟を提起することも可能であるが、実際上、そのような実例は少ない。バングラデシュで模倣品が発見された場合、知的財産権者及び代理人等は、模倣品取引による被害を理由として、緊急行動隊（Rapid Action Battalion (RAB)）<sup>21</sup>、首都圏警察、地方を管轄する警察、国境警備隊にレイドの申立を行うことができる。レイドの申立を行うにあたっては、一応の証拠として、模倣品サンプル及びその他の関係資料（模倣品販売現場の写真等）を証拠として提出する必要がある。また、申立人の有する知的財産権及びその権利範囲を説明する資料も提出する必要がある。レイドの後、治安検察局により、処罰と処分が命じられるのが一般的である。また、レイドの際に直ちに移動裁判所（Mobile Court）<sup>22</sup>に立件し、被疑侵害者が事実を認めると、2年以内の禁固・罰金を命じることも行われている。事件の規模が大きい場合や被疑侵害者が事実を認めない場合は、治安検察局に移送されることが多い。レイドにあたっては、緊急行動隊等が、模倣品

<sup>21</sup> 「緊急行動隊」とは、警察、軍、国境警備隊等により構成され、治安維持、テロ対策等を担当するため、2004年に設立された精鋭部隊である。知的財産権侵害事件に関しても、権限を授与されている。

<sup>22</sup> 「移動裁判所」とは、（一定の決まった場所にある通常の裁判所とは異なり、）各地を移動して審理等を行う裁判所である。

が取引されている場所を捜査し、模倣品の販売差止及び留置等の模倣品取引に係る行為を終結させるための合法的で必要な手段をとることができる。押収した模倣品は留置することができる、その後、それを証拠として、刑事訴訟又は民事訴訟を提起することができる<sup>23</sup>。

### 3 税関での水際取締り

模倣品は、中国やインド等からバングラデシュに流入することが多い。そこで、バングラデシュの税関による水際取締り（輸入差止措置）の制度が重要となる。

意匠権者、商標権者及び著作権者等は、バングラデシュの税関に権利侵害品の輸入差止申請をすることができる。その後、留置した権利侵害品を証拠として、刑事訴訟又は民事訴訟を提起することができる。

但し、バングラデシュでは、商標権等をあらかじめ税関に登録しておく制度が従来は存在しなかったこと（今後は、税関登録制度が整備される予定である）、バングラデシュの周囲はインドと陸続きになっており、インドから権利侵害品が流入するのを防止することは極めて困難であることから、バングラデシュの税関による水際取締りはあまり有効に機能していないのが実状である<sup>24</sup>。

### 4 刑事的手段（刑事訴訟）

刑事訴訟が採られるパターンには、①当事者がレイドによる行政処分に不服の場合、又は②権利者が直接に事件を刑事訴訟に持ち込む場合の2つがある。

レイドを実施した捜査官等は、刑事訴追において、治安検察局と密接に協力する。治安検察局は、事件記録を受領した後、事件を評価し、①確かに犯罪が成立していると判断し、②訴追を進めるために十分な証拠があると判断した場合にのみ、刑事訴追を行う。もし、国家検察局が①又は②のいずれかの要件が満たされていないと判断する場合、治安検察局は、訴追を行わない。もし、治安検察局が①及び②の要件が満たされていると判断する場合、裁判所における訴追審理を開始することになる。この場合、知的財産権者は、事件の訴追を裏付けるため証人として呼び出されることがある。

バングラデシュの刑事訴訟に係る裁判所には、治安判事裁判所、初級治安裁判所、最高裁判所の高裁部・上訴部がある<sup>25</sup>。三審制が採られている。

### 5 民事的手段（民事訴訟）

民事訴訟の手段は、特許権、意匠権、商標権、著作権等の侵害事件のほか、詐称通用事件、営業秘密侵害事件等も対象となる。商標権侵害及び著作権侵害のケースでは、刑事処罰の手段も可能であるが、1回限りの単発の効果しかない。これに対し、民事訴訟の手段において

<sup>23</sup> 前掲「侵害ガイド」17～18頁。

<sup>24</sup> 前掲「侵害ガイド」19頁。

<sup>25</sup> 前掲「侵害ガイド」20頁。

は、継続的に侵害行為を禁止する恒久的差止命令が可能であること、金銭的な損害賠償を得ることも可能であること等のメリットがある。

バングラデシュの民事訴訟に関係する裁判所には、地方裁判所、最高裁判所の高裁部・上訴部がある<sup>26</sup>。三審制が採られている。知的財産権専門廷は設置されていない。

民事訴訟の手続は、民事訴訟法の関連規定に基づき、①提訴、②召喚状の準備・送付、③訴答手続、④公判前手続、⑤公判、⑥判決、⑦執行という流れになる<sup>27</sup>。

民事訴訟を提起する場合、アントン・ピラー命令等の暫定的救済手段を利用することも考えられる。これは、被告に対して事前通知せずに一方的に裁判所から出される命令であり、被告敷地内への立入り、特定の物品や文書の捜索・検査等を可能とするものである。英国における著作権侵害及び秘密漏洩事件である *Anton Piller KG v. Manufacturing Processes (1976)* が先例となっており、多くのコモン・ロー系諸国で利用されている。但し、バングラデシュでは、アントン・ピラー命令が普及していないとの指摘がある<sup>28</sup>。

## X おわりに

以上、バングラデシュの知的財産法制度の概要を紹介したが、重要な貿易・投資の相手国であるバングラデシュにおける知的財産権保護の問題は、日本企業にとって極めて重要である。ところが、バングラデシュの知的財産法については、米国・EU・中国の知的財産法に比べ、日本語による情報が非常に少ないのが現状である。日本の人口よりはるかに多い1億6,300万人の人口を擁し、若くて豊富な労働力と安い労働賃金を強みとするバングラデシュは、近年、繊維・アパレル産業や製薬産業等が急速に成長している。また、天然ガスも産出すること等から、バングラデシュは、大きな発展を遂げる潜在力がある国として、今後も、日本企業にとって最重要投資先の一つであり続けるであろう。これらのことから考えると、バングラデシュの知的財産法の動向については、引き続き注目していく必要性が高いと思われる。

※ 初出：『特許ニュース No.15278』（経済産業調査会、2020年、原題は「世界の知的財産法 第35回 バングラデシュ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

<sup>26</sup> 前掲「侵害ガイド」20頁。

<sup>27</sup> 前掲「侵害ガイド」21頁。

<sup>28</sup> 前掲「バングラデシュの知財概況」22頁。